

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 25 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護保険施設等における災害時の避難について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護保険施設等における災害に備えた避難対策等については、「介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等について（依頼）」（令和 2 年 8 月 5 日付介護保険課長事務連絡）において、基準・指針等に留意し、利用者の安全の確保に努めていただくようお願いをいたしました。

また、介護保険施設等における災害時の避難を開始する時期・判断基準については、「「警戒レベル」の運用開始に関する周知について」（令和元年 6 月 13 日付介護保険課長事務連絡）において、防災情報の伝え方等の周知をいたしました。

今後の災害に備えた十分な避難対策のために、改めて、上記の内容について周知いたしますので、避難訓練等の定期的な実施及び「警戒レベル」等の事業所内での共有等必要な対応をとっていただきますようお願いいたします。

記

1 非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）等において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。計画や災害時の連絡体制については事業所内で共有を行い、避難訓練等を定期的の実施するようにしてください。実地指導等の際に記録等の確認を行います。

2 「警戒レベル」の運用について

- ・対象者ごとに「警戒レベル」に対応したとるべき行動が分かるよう明確化されました。(R1.6～)

警戒レベル 3：高齢者等避難

警戒レベル 4：全員避難

- ・管理者等は、気象庁から「警戒レベル 2」の情報が発表された場合などに、防災気象情報をリアルタイムで把握し、早めの避難措置を講じる等必要な対応をとってください。※「警戒レベル 1、2」は気象庁が発表し、「警戒レベル 3～5」は市町村が発令します。

3 参考【厚生労働省からの通知】

- ・介護保険施設等における災害時の避難について

(令和 2 年 8 月 18 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

- ・【別添 1】介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

(令和 2 年 7 月 22 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長ほか連名通知)

- ・【別添 2】防災情報を 5 段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知(依頼)

(令和元年 6 月 6 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡)

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係			
係長	大丸	担当	山村
TEL	058-383-2067 (直通)		
FAX	058-383-6365		
MAIL	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		